

# 青森県報

号外第五十九号

平成三十年  
五月三十日  
(水曜日)

## 目 次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則……………（職員課）…
- 人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則……………（同）…

## 人事委員会

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

### 人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表第一労働委員会の事務局の項中

事務局長	二類	を	事務局長	四
事務局次長	四類		事務局次長	

類に改める。

附 則

この規則は、平成三十年六月一日から施行する。

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二―一六（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この規則は、平成三十年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭